

平成29年第9回玉名市農業委員会総会議事録

平成29年9月5日（火）午後2時 玉名市民会館 会議室

1. 本日の出席委員は、次のとおりである。

1番	永田 知博	2番	鶴田 克士	3番	清田 順次	4番	西畠めぐみ
5番	赤松 繁之	7番	井上 清晴	9番	荒木 享二	10番	竹下 宏介
11番	浦谷 幸司	12番	志水 武保	13番	森川 正志	14番	下川 安
15番	平野 忠臣	16番	野澤 博幸	17番	高根 政明	18番	取本 一則
19番	中嶋 昭二	20番	斎藤 潔公	21番	田上 一	22番	小山久仁江
23番	中島 浩輔	24番	徳井 勝美	25番	田上 敏正	26番	高田 優子
27番	寺井 廣喜	28番	宇佐 勝則	29番	今上 公男	30番	平本 博
31番	永田 眞一	32番	出口 京子	33番	井本 義和	34番	尾池 秀實
35番	中村 亘	36番	丸山 陽治	37番	堀田 昌子		

1. 本日の欠席委員は、次のとおりである。

6番 横手 良弘 8番 松本 恒幸 38番 村端 一弘

1. 傍聴者数は、次のとおりである。

0名

1. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長 村上 洋治 次長 小山 博
係長 西山 美和 主査 渡邊布由紀 主任 大原 三和 主事 笠原大志郎

1. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

議 題

第51号 農地の所有権移転許可申請について（3条許可分）
第52号 農地の使用貸借権設定許可申請について（3条許可分）
第53号 農地の転用許可申請について（4条許可分）
第54号 農地の転用許可申請について（5条許可分）
第55号 農用地利用集積計画の決定について
第56号 耕作放棄地の農地・非農地の判断について

報 告

第27号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）
第28号 農地の形状変更届について
第29号 許可不要転用届について

1. 開 会

○事務局長（村上洋治君） 皆さま、こんにちは。定刻となりましたので始めます。

本日は、委員総数38名のうち、6番、横手委員、8番、松本委員、38番、村端委員より欠席の届けがあっており、35名の御出席をいただいております。

玉名市農業委員会会議規則第6条の規定により会議は成立しておりますので、ただいまから平成29年第9回玉名市農業委員会総会を開会いたします。

-----○-----

2. 会長挨拶

○事務局長（村上洋治君） まず永田会長より御挨拶をいただきまして、引き続き会議規則第4条の規定により議長をお願いし、議事の進行をお願いいたします。

○会長（永田知博君） 皆さん、こんにちは。

今日はあいにくの雨になっておりますけれども、9月に入りまして朝夕はめっきりしのぎやすい感じをしております。今日の天気ばかりではないと思っておりますけれども、まだまだ暑い日も続くかもしれませんけれども、朝夕のしのぎやすさは非常に快適でございます。

昨日は皆さんの日頃の努力のおかげで、昨年農業者年金加入が日本一になりましたことで、いろんなところから研修にお邪魔したいというようなことで、昨日は佐賀市の農業委員会から事務局を含めて28名がおいでになりました。担当の野村さんが、局長そして私と3人で一生懸命対応をいたしまして、お互いに勉強もすることができました。この後も、この前1回お邪魔した西都市からも、ぜひひとつ研修に来させてくれというような要望もございまして、なるべくお引受けをして、宿泊は玉名温泉をぜひ利用してくれというようなことで、話を進めております。

今日は、議第51号より議第56号までの36件と、報告第27号より第29号までの37件が提案されておりますので、慎重な御審議よろしくをお願いいたします。

-----○-----

3. 議事録署名委員指名

○議長（永田知博君） それから、本日の議事録の署名委員は18番の取本委員と19番、中嶋委員をお願いいたします。

-----○-----

4. 議 事

○議長（永田知博君） それでは、早速でございますが、議事に入ります。

初めに、議第51号、農地法第3条、農地の所有権移転許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（村上洋治君） 議案1ページをお願いいたします。

議第51号、農地の所有権移転許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転許可申請について許可するものとする。平成29年9月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番です。立願寺と天水町の申請人で、天水町小天の畑1,038㎡を労力不足と経営拡張により売買するものです。

2番、天水町の申請人で、天水町小天の畑519㎡外2筆、計1,374㎡を甥へ贈与するものです。

3番、天水町と福岡県糟屋郡新宮町の申請人で、天水町小天の田573㎡を労力不足と相手方の要望により売買するものです。

以上3件、合計2,985㎡につきまして、農地法第3条第2項、各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題がないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案しております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま事務局の説明が終わりました。

受付番号1番より順に担当員の説明をお願いいたします。

1番委員、どうぞ。

○33番（井本義和君） 33番、井本です。1番の件について説明します。労働不足と経営拡張、これだけです。よろしくお願ひします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、2番、3番は御一緒のようですので、続けてお願いいたします。

○37番（堀田昌子君） はい、37番、堀田です。2番の案件について説明します。

譲渡人、譲受人は同居している叔父、甥の関係です。体調の悪い叔父の畑を今まで耕作していた甥に贈与するものです。特に問題はなく、許可相当と判断します。

次に、3番の案件について説明します。譲渡人は高齢でもあり労力不足です。譲受人は相手方の要望もあり、譲り受けるものです。許可相当と考えられます。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

担当委員さんの説明が終わりました。1番、2番、3番について、何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

(なしの声)

○議長（永田知博君） 御意見も質問もないようでございますので、採決に移ります。
議第51号、農地法第3条、農地の所有権移転許可申請については、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。
異議がないものと認め、議第51号については許可することに決定しました。
次に、議第52号、農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（村上洋治君） 2ページをお願いいたします。
議第52号、農地の使用貸借権設定許可申請について。
農地法第3条第1項の規定による下記農地の使用貸借権設定許可申請について、許可するものとする。平成29年9月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。
1番は、横島町の申請人で、横島町横島の田7,526㎡外2筆、計9,928㎡を、農業者年金受給のため、平成29年9月5日から20年間契約するものです。
以上1件で、合計9,928㎡につきまして、農地法第3条第2項、各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題がないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案しております。
よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。
事務局の説明が終わりました。担当委員の説明をお願いいたします。
1番、どうぞ。

○30番（平本 博君） 30番、平本です。
使用貸人と使用借人は親子関係で、農業者年金受給のため経営移譲ということで、何ら問題なく、許可相当と思います。
以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。
担当委員の参考説明が終わりました。御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。
議第52号、農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請について、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第52号については許可することに決定しました。

次に、議第53号、農地法第4条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長(村上洋治君) 3ページをお願いいたします。

議第53号、農地の転用許可申請について。

農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成29年9月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が滑石の田507㎡で、転用目的は木造平屋建て倉庫としての申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、他に適当な場所がないものと判断しております。

2番、申請物件が下の畑200㎡外1筆、計754㎡で、転用目的は農家住宅です。農地区分は、おおむね10ha以上の一段の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、申請地の周辺において居住する者の日常生活上、業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものとして、例外的に許可可能とするものです。

3番、申請物件が石貫の田49㎡外1筆、計276㎡で、転用目的は宅地拡張としての申請です。農地区分は農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、他に適当な場所がないものと判断しております。

以上、3件、合計1,537㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合がないものと判断し、御提案しております。

去る9月1日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(永田知博君) はい、ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。担当委員の説明をお願いいたします。

1番、どうぞ。

○7番(井上清晴君) 1番、井上です。

これは、最初に始末書が出ていますので、よろしくをお願いいたします。

○主事(笠原大志郎君) 「—1番の案件について始末書朗読—」

○議長(永田知博君) はい、ありがとうございました。

それでは、井上委員、説明をお願いいたします。

○7番（井上清晴君） 7番、井上です。

この申請者は、住居に隣接しているので、倉庫として22年前から利用し、便利性がよく、この地を申請しました。申請地周辺の状況については、東側は市道、南、西側は水路となっております。北側は申請人の住居で、給排水については、生活雑排水はありません。雨水は自然浸透であります。現地調査の結果、本件は許可相当と判断いたします。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、2番、どうぞ。

○14番（下川 安君） 14番、下川です。2番について説明します。

申請人は水稻の作付けを中心に行っているという、粃摺り作業を請負っていらっしやる状況です。6町ほど作っていらっしやる耕作面積がある兼業農家です。現在の住居が老朽化するとともに、去年の地震で、基礎がずれているというような話、それから、母親が高齢化でバリアフリー化が必要ということで、現在の家の隣に木造の平屋建ての農家住宅を建設することを計画をされております。申請地は第1種農地ということで、原則不許可ですけれども、先ほど事務局からありましたように、集落に接続して、建てられるということで不許可の例外にあたると思います。

申請地は北側を道路、西側が申請人の所有地、東側南側は、2m程度の高低差があるんですけれども、そこに石垣が、既に設置されて、今申請地は更地という状態になっています。ということで、農地への被害はないものと思います。給水は、井戸水を使い、生活排水は合併浄化槽で処理して、下側の水路へ。それから雨水は自然浸透と、それと集水枿をもって、北側の道路の側溝に流すという計画をやられています。

現地調査のことから、特に問題はないものと思います。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、3番、どうぞ。

それでは、始末書を。

○主事（笠原大志郎君） 「—3番の案件について始末書朗読—」

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、3番、どうぞお願いします。

○18番（取本一則君） 18番、取本です。

始末書が出て、対応について大変私も答弁に困ったことですが、今事務局のほうから説明があったとおりでございまして、本人が奥さんのお母さんがひ

とり住まいになったことによって、この離れを建築されました。その際に、ある普通の大工さんに頼んでおこなったものですから、大工さんも気軽に面積も小さい建築物だったので、気軽に請け負って建てたと。その隣接地は、現在のところは農地でございましたが、そこに大工さんが建てて、建築費も自費でやっておられましたので、その後確認申請とか転用とかいうことを本人も全然知られてなく、頭の中になくて、建築を行い現在に至っておったような状態でございます。

この土地は、兄弟3人で親御さんから3等分で分けてもらっておった土地でございます。私も家のすぐそばでいつも通るところで、目にはいつも付いていたんです。もう何年も前に家を建ててあるなあ。ばあちゃんの家を建てているなということを知っておりましたけれど、確認申請も農業委員会のあれもやっているということも頭の中にしか入っておりませんでしたもので、今日まで全然知りませんでした。

一番の盲点は、やはり確認申請あたりが回されなかったことにより、農業委員会のほうにもそういうことがあがってない。転用の手続きも自費で行いと、確認申請も自費で行うということで、やっぱりそこら辺が少し盲点ではなかったかなと思って。やっぱり行政の執行部のほうに

も、事務局のほうも今度税務課あたりとそこら辺の確認申請、税務課あたりは確認申請があがらなくても税金をかけるために家を調査に行きます。だから、その時点で、税務課あたりが「確認申請はとっておりましたか」「農業委員会の農地転用はしましたか」ということを一言本人さんに言うておれば、本人さんも「ああ、そうですか」ということで、すぐ手続きをしたと思いますけれども、やっぱりそこらあたりは気が抜けていたのかなと思っております。

私もそこら辺は事務局を通じて、今後税務課あたりとも連絡をしっかりとってほしいということで、私も地元委員として今後そういうことがあったら、家が建っていたら少し気を使うようにしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

担当委員の説明が終わりました。皆さんより何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第53号、農地法第4条、農地の転用許可申請については、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

異議がないものと認め、議第53号については許可相当と意見決定することに決定しました。

次に、議第54号、農地法第5条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（村上洋治君） 4ページをお願いいたします。

議第54号、農地の転用許可申請について。

農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成29年9月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が岩崎の畑606㎡で、転用目的は譲受人が経営する自動車部品販売会社の社宅としての申請です。農地区分は都市計画法に規定する用途地域内の農地で第3種農地と判断しております。

2番、申請物件が立願寺の畑113㎡で、転用目的は通路及び宅地拡張としての申請です。農地区分は都市計画法に規定する用途地域内の農地で第3種農地と判断しております。

3番、申請物件が中の畑655㎡外1筆、計1,561㎡で、転用目的は72台分の貸駐車場です。農地区分は都市計画法に規定する用途地域内の農地で第3種農地と判断しております。

5ページをお願いいたします。

4番、申請物件が滑石の田551㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分はおおむね10ha以上の一段の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は、原則不許可となるものですが、申請地の周辺において居住する者の日常生活上、業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものとして、例外的に許可可能とするものです。

5番、申請物件が滑石の田12㎡外1筆、計209㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は同じく10ha以上の一段の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、同じく申請地の周辺において居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものとして、例外的に許可可能とするものです。

6番、申請物件が伊倉南方の田545㎡で、転用目的は譲受人が営む家電販売業の倉庫及び駐車場としての申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、他に適当な場所がないものと判断しております。

7番、申請物件が北坂門田の田740㎡外1筆、計1,183㎡で、転用目的は太陽光発電施設です。農地区分は農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、他に適当な場所がないものと判断しております。

8番、申請物件が岱明町野口の田249㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

9番、申請物件が岱明町野口の田183㎡で、転用目的は3棟の賃貸業レンタル倉庫です。農地区分は農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、他に適当な場所がないものと判断しております。

10番、申請物件が岱明町庄山の田100㎡で、転用目的は店舗建設の工事期間中の現場事務所としての一時転用の申請です。農地区分はおおむね10ha以上の1段の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は、原則不許可となる部分ですが、仮設工事の・・・の設置、その他一時的な利用に供されるものとして、例外的に許可可能とするものです。

11番、申請物件が横島町横島の畑326㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、他に適当な場所がないものと判断をしております。

以上11件、合計5,626㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。

去る9月1日に、地元委員同道の上現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。受付番号1番から順に担当委員の説明をお願いいたします。

1番、どうぞ。

○3番（清田順次君） 3番、清田です。

場所は立願寺の白鷺荘別館というところから、市道を挟んで南西側というふうなことで、一画でございます。北側と西側が市道に隣接をしているということでございます。南側が本人の住宅地というようなところで。東側は高齢者施設の駐車場ということでなっておりますけれども、申請の目的は社宅ということで、木造二階建てです。現地調査結果、何ら問題もなく、許可相当と思います。よろしく願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、2番、どうぞ。

○4番（西畠めぐみ君） 4番、西畠です。2番の案件について説明します。

申請地は、立願寺の疋野神社の前の下立願寺公民館の右側のすぐ隣です。譲渡人と譲受人は親子で、転用目的は隣接する宅地の拡張と通路で、宅地は既に地震の後解かれて、今のところはありません。汚水とか生活排水、雑排水は、そういうことはありません。雨水については、地面に自然透水ということです。申請地の前には農地はなくて、何ら問題なく許可相当と思います。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、3番、どうぞ。

○3番（清田順次君） 3番、清田です。

場所は、亀甲の岡本外科病院の西側ということで、市道を挟んで、商店街を挟んでというふうなところでございます。貸し駐車場が72台ということでの申請ということでございますが、北側と、東、西側は現在住宅地として、南側は市道ということでございます。一部住宅地が入って835含んでの計画ということでございます。駐車場は砂利敷きというようなことで、碎石を敷くということで、地下浸透ということの計画でございしますが、問題もなく許可相当と思います。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、4番、5番、続けてどうぞ。

○7番（井上清晴君） 7番、井上です。

申請人は親子関係であり、今回父親の農地に個人住宅を建てるものであります。申請地は周辺の状況については、東側は市道・歩道、西側は水路、北側は譲渡人の排水路、南側は住宅になっています。給排水については、市の上水道が通っており、生活排水については合併浄化槽で処理し、西側の水路へ排水します。雨水については浸透枳を設置し、上水を西側水路に排水します。現地調査の結果、本件は許可相当と判断いたしました。

5番は始末書を。

○議長（永田知博君） それでは、始末書をお願いします。

○主事（笠原大志郎君） 「—5番の案件について始末書朗読—」

○議長（永田知博君） はい、それでは5番、説明をどうぞ。

○7番（井上清晴君） 7番、井上です。

譲渡人の土地に譲受人は20年前から住宅を建てておられ、もう住まれておられます。周辺状況については、東側は市道、西側は排水路、南側が譲渡人の土地で、北側は弟の住居になっております。給排水については、市の上水道が通っており、雑排水については合併浄化槽で処理後、西側の水路に排出します。雨水も同様に水

路に排水します。現地調査の結果、本件は許可相当と判断いたしました。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、6番、どうぞ。

○11番（浦谷幸司君） 11番の浦谷です。6番の案件について説明いたします。

場所は伊倉バイパスの一部で、このバイパスと幹線水路の間にある田んぼでございます。広さは545㎡。そこを倉庫にしたいということで、譲受人が申請したわけですが、譲受人はここから200mほど離れたところに店舗を構えておられます。その店舗の前が車3台と、いろんな在庫品などを置く場所がないということで、適当な場所が見つからないということで、200mほど離れていますけれども、そこに一応そこを埋め立てて倉庫を建てたいということでございます。倉庫を建てますが、全て砂利で盛土するというので、自然排水で自然浸透ということでございます。他に車を4、5台置ける、お客さまの車を置けるスペースをとりたいたいということで、申請が出ております。隣は水田ですが、こちらのほうはLブロックで擁壁を造るそうでございますので、何ら心配ないようでございますので、許可相当と思います。よろしく願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、7番、どうぞ。

○13番（森川正志君） 7番の案件について御説明します。

ここは本当に高台というところになっていて、荒れ地のようなところでありまして、現地を委員さんたちと確認してきましたけれども、これが2筆あって、1筆のほうはちょっと急な坂のところを排水が流れるんじゃないかなというぐらいの用地です。排水が流れないようにブロックはつくということでしたけれども、あと見守っていかんや仕方がないなと思っております。他に差し支えるところはないと思ひまして、許可相当と思います。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、8番、9番、続けてお願いいたします。

○21番（田上 一君） 21番、田上です。8番と9番の案件を説明します。

本件は、会社員の譲受人が専大玉名高校の南東になり、岱明町野口下河原の分譲地に個人住宅を計画されたものです。この土地は、上下水道も完備しておりますので、両方とも上下水道を利用し、雨水は雨水枡を設け、側溝に流すそうです。また、被害状況としては、西側には宅地、北と東側は道路で、南側には屋敷がありますけれども、そっちのほうには迷惑をかけないように十分注意して工事に取りかか

るからです、何ら問題はないと考えました。

次に、9番です。不動産屋の譲受人が岱明町野口北尾崎の土地183㎡を購入して、レンタル倉庫3棟を計画されたものです。場所的には208号線から501に取り付け道となる、都市計画道路に面したところです。だいぶ下がっているので、L型擁壁で施工し建設するものです。ここはレンタル倉庫ですから、給水はなし、全体的な扱いする汚水もなし、雨水については自然浸透をさせ、オーバーフローの分は左側の水路に放流するとのことでした。被害防除としては、工事中で雨天続きがあれば、工事を中止して、近隣に迷惑がかからないようにするとのことですから、問題なく許可相当と考えました。

以上です。よろしくお願ひします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。

それでは、10番、どうぞ。

○19番（中嶋昭二君） 19番、中嶋です。10番の案件について、説明いたします。

一時現場事務所設定です。申請場所は、今建設中の熊本トヨタの中に事務所がありますが、現場前の外柵工事ため妨げになるために隣接した当敷地内へ事務所を移転したいのです。事務所はプレハブの2階で、1階は倉庫、2階は休憩室と事務所、雨水は自然浸透ということです。給排水はありません。許可相当と思います。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。

それでは、11番、どうぞ。

○25番（田上敏正君） 25番の田上です。11番について説明いたします。

場所は横島町の栗ノ尾というところですが、申請人は母である使用貸人の住まいの隣の土地を住宅地として環境がよく、先では親の面倒を見るということで、申請地を選定したということです。事業目的は新築住宅の敷地として使用、建設建物は軽量鉄骨組、平屋建て、床面積は99.8㎡です。

給水は井戸水を使用し、排水計画は生活雑排水と汚水は公共下水道に流します。雨水は雨水管を通じて道路側溝に流します。また、造成工事に盛土・切土はありませんが、申請地の境界にブロック積を施工しますので、土砂の流出、堆積崩壊はないと考えますが、万一工事において、近隣の方に迷惑をかけた場合は、転用者のほうで、一切の責任を負うということです。

今回の転用に関しては、現地調査の結果何ら問題なく、許可相当と判断いたしました。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございます。1番から11番まで説明が終わりました。皆さんより何か御意見、御質問などはございませんでしょうか。

(なしの声)

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第54号、農地法第5条、農地の転用許可申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

異議がないものと認め、議第54号については許可相当と意見決定することに決定しました。

次に、議第55号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（村上洋治君） 7ページをお願いいたします。

議第55号、農用地の利用集積計画の決定について。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、次のとおり決定する。平成29年9月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

次の8ページから9ページの総括表、10ページから11ページの集計表のとおり、玉名市長より意見を求められております。今回は所有権移転が5件、6,329㎡、利用権設定が11件、45,507㎡で、合計16件、51,836㎡の集積で、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断し、御提案しております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

ただいま事務局の説明が終わりました。皆さんより御意見、御質問などはございませんでしょうか。

(なしの声)

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第55号、農用地利用集積計画の決定について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

異議がないものと認め、議第55号については原案どおり決定しました。

次に、議第56号、農地法第2条、耕作放棄地の農地・非農地の判断についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（村上洋治君） 12ページをお願いいたします。

議第56号、耕作放棄地の農地・非農地の判断について。

農林水産省経営局長通知

「耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断基準等について」に基づき、下記農地の農地・非農地を判断する。平成29年9月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が石貫の田573㎡外4筆、計1,431㎡です。

2番、申請物件が立願寺の畑96㎡です。

1番、2番共に現況が山林であるとの届出により、今回非農地であると判断するものです。去る9月1日までに地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま説明が終わりました、議第56号の農地法第2条、耕作放棄地の農地・非農地の判断について、について、皆さんより何か御質問などはございませんでしょうか。

(なしの声)

○議長（永田知博君） 異議がないものと認め、議第56号については、非農地判断相当と意見決定することに決定しました。

次に、報告第27、28、29号について、事務局より説明をお願いします。

○事務局長（村上洋治君） 13ページをお願いいたします。

報告第27号、農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。

農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告します。平成29年9月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回は、13ページから21ページまでの34件、合計136,898㎡の解約通知を受理しております。

続きまして、22ページをお願いいたします。

報告第28号、農地の形状変更届について。

下記農地の形状変更届がありましたので報告します。平成29年9月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回、2件、合計888㎡の届出を受理しております。

最後に、23ページをお願いいたします。

報告第29号、許可不要転用届について。

下記のとおり許可不要転用届を受理したので報告します。平成29年9月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回は1件、農業用倉庫としての114㎡の届出を受理しております。
以上、報告を終わります。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

ただいま事務局より、報告27、28、29号について説明がございました。
何かその関係で、全体的に、御意見、御質問がございましたら、どうぞ。

はい、どうぞ。

○18番（取本一則君） 18番の取本です。解約について、ちょっと伺いますけど。

借地人の変更とか転用とかの理由でされておりますけれども、備考欄で基盤強化とか3条の賃貸とか使用貸借とかここに書いてありますけれども、同じような基盤強化でも、議第55号に関連するとかいうのがあります。でも、基盤強化で何も書いてなくて、3条の使用貸借とか賃貸借とか何もないというやつについては、来月にこれは出てくるんですかね。

○議長（永田知博君） 事務局より、どうぞ。

○事務局長（村上洋治君） 事務局長の村上です。

取本委員、お見込みのとおりです。例えば転用という理由が今回17ページの19番から18ページの20番、21番とありますけれども、近々この解約された農地についての転用申請がなされてくるものと思われま。

以上です。

○18番（取本一則君） この借家人の変更、転用とは別に借家人の変更があるじゃないですか。借人の変更とか。これも来月出てくるわけですか。解約されて、誰か違う人に今度貸すとか、借人の変更だから、違う人に貸すんですよね。個人が作るわけではないですよ。これも来月に出てくるということですか。それとも、来月科さなければ、ただの解約ですよ。本人さんが、再構築、耕作されるからとかと思いますけれども。こういうのは、これに、そうか、議案が逆だからあれかな。前からあれならあれだけど、後に出てくるから来月しか出てこんということですね。じゃあ、来月出てくるということですね。

基盤強化で、議第50何号に関連というやつは、今度上がってきているけど、上がってきてないやつは来月出てくるということですね。

○事務局長（村上洋治君） 事務局長の村上です。

はい、もう全部お見込みのとおりです。来月ということに決まっては、もしかしたら再来月ぐらいになるかも、その可能性はありますけれども。

○18番（取本一則君） ちょっといいですか。普通、借人の変更で申請を持ってこられたら、この土地はどうされるんですかと。借人が変更しますと言われれば、「誰々さんに一応貸すことになりますもんね」ということが、来月出しますという

ことは、普通口頭でもお互いやり取りはされているということでしょう。だから、来月か再来月か知らんけれども、それは相手が出てこなければわからないことですけれども、後日、次の総会かその次の総会にはまた出てくるということですね。あんまり間があいてしまうと、その人の耕作者がサラリーマンだと、今耕作ができないような人だったら、まあ、荒れ放題になる可能性もあるしね。間にまた入って、農業委員が入って斡旋の手続きとかいろいろしなきゃいかんことなるでしょう。だから、そこらあたりはもう、次の人に貸すのであれば、もう速やかに来月のあれに出してくださいということで、しとったほうがいいかな。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

他には、ございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） それでは、質問もないようでございますので、本日予定しておりました議案審議と報告は、これをもちまして終わります。

-----○-----

4. その他

○議長（永田知博君） これから、その他に移ります。

事務局長に、連絡がございますので、よろしく願いいたします。

○事務局長（村上洋治君） 事務局長、村上です。私のほうから2点ほどお願いと報告をさせていただきます。

まず、第1点目です。毎月お願いをしているんですけども、例の3条2項5号の下限面積の話です。農業委員各位の近辺の近くの農業者の方から、5反を3反とか4反に引き下げてもらえないかどうかという話を聞かれましたかという、何かあれば教えてくださいというお願いをしておりました。

先月、天水の中村委員だったでしょうか、リタイア、退職された方から、ちょっと引き下げのお話があったということです。実はこの引き下げるのは、結構ある意味重要なことで、引き下げるにはそれだけの理由と、またそれだけのじっくり時間をかけていきたいと私も思っているところです。

ということで、この農業者のそういった要望とか、もし聞かれた場合、これをまた来月の総会までもう一月延ばしたいと思います。この一月の期間中にそういった引き下げの要望とかありましたら、事務局なり、あるいは来月のこの総会の中でまたお話をいただければと思います。

次に、2点目です。これは報告です。平成28年4月1日の農業委員会法改正の施行に伴いまして、来年、平成30年8月1日から新体制に移行されるというこ

とを、委員各位も十分御案内かと思えます。

そこで、これはもうほんの報告なんですけれども、実は、本議会、9月議会に新体制の農業委員の定数を19ということで条例を、御提案をしております。なお、もう一つ、実は今日から明後日までにかけて、市議会の一般質問が行われておりますが、明日の一般質問の中で、実はこの話が出ております。農業委員会法の改正はどのような改正なのか。あと、農業委員の選任、募集、推薦ですね。こういった募集方法は具体的にどうやってやるのか。あと一つ、農業委員さんの地域のバランスはどう考えておるのかという、この3点についての一般質問がある議員からなされておりますので、報告だけしておきます。

私のほうからは以上です。

○18番（取本一則君） それはいつあるとですか。一般質問は。

○事務局長（村上洋治君） 村上です。一般質問ですね、明日の1番目、午前10時から。

○18番（取本一則君） 明日のこと。

○事務局長（村上洋治君） はい。

○18番（取本一則君） 聞きに行かなんな。みんなで聞きに行こうか。地域のことによるから、後で。地域のことになりますよね、どうやってしていくかと。

当然、答弁書は事務局から出しよるとだろうたい。

○事務局長（村上洋治君） はい。当然それは打ち合わせて。

○18番（取本一則君） それなら、ここの考えあたりが出せるのであれば、この農業委員の委員さんたちの考えはいくとだろうたい。ある程度聞いて、どがん地域のことも、いろいろあるけんということを総合してとなったら、答弁書の考えていってもらったがよかよね。

農業委員会事務局というのは、向こうの執行部とは別だけんね。ここはここだけの、永田委員長以下、私たちだけんね。本当は、答弁書がどがん答弁書になつとるかは、永田会長も知つとらすとだろう。

○議長（永田知博君） 今度の場合は、お呼びではございませんので。

○18番（取本一則君） いや、お呼びじゃないじゃないんですよ。農業委員会からの答弁書出すんですから、相手の議員の質問に対して。だから、会長の言葉なんですよ。

○議長（永田知博君） 事務局から。

○18番（取本一則君） 村上君の答弁ではないんですから。

○事務局長（村上洋治君） 村上です。

そこは確かに、農業委員会というのは市長の市長部局ではなくて、一つの独立

した行政委員会です。例えば農業委員会の事務のやり方とか、転用許可申請についてどうだこうだという質問は当然会長が答える必要になるかと思えます。

ところが今回の場合は、農業委員の選任ということで、この選任というのは、今度は誰がやるかという、市長が任命という形でやります。つまり、これはあえて事務分掌をいうなれば、各種、行政委員会の委員の選任・任命は全て総務課で引き受けております。

ということで、今回は、質問される議員さんのほうからも、あえて農業委員会のそういった定数、ある意味事務的なことなので、もう会長の答弁はよろしいというような申し出もあってありました。

ということで、事務方の総務部長のほうが対応することにはいたしております。以上です。

○18番（取本一則君） もう一つよかですか。ここにおられる農業委員さんはみんな農業に精通している人ばかりじゃないですか。だから、来年からそういう、任命は市長がするかもしれんけど、地域から、それをどうやって上がってくるのか、どうするのかというのは、今おられる農業委員さんたちが、自分のところの地域性もあるし、いろいろ天水とか横島とか、いろいろ場所の地域性もあるけん、どういう委員を、地元からの推薦を上げて、それを認定するわけでしょう。地元から推薦で上がってくるわけでしょ。

○事務局長（村上洋治君） 村上です。

そこは大きなところで、地区ごとの定数枠とかはもう一切ないように、国からの指導がっております。

○18番（取本一則君） ということは、上からのトップダウンね。

○事務局長（村上洋治君） 村上です。

この改正は、非常に議事録にも残りますので、ちょっと慎重にお話ししたいと思います。当然、今までは一般選挙で34名の方は選んでおりました。実際、その前からの御指導とか、そういった話が、当然あったと。あたしかおらんばいたというような話は当然あった上での立候補という形で。あくまでも本人さんが手を挙げて、本人が立候補の届出を書くという建前ですね。

ところが、ちょっと繰り返しますけれども、やはり今、取本委員がまさにおっしゃった地区の推薦、地域の推薦、それは推薦される方は当然推薦されるなりに素晴らしい人物なんでしょうけれども、いわゆるこの地区の代表、地区の調整とか、そういったことを今回なくそうというのが、まず法律の主旨です。どうするかというと、基本的に自分で応募してもらおうと、あるいは例えば農協とか土地改良とか各種団体が推薦する、応募と推薦という形に変更になったところです。

以上です。

○18番（取本一則君） 何名なんですか。

○議長（永田知博君） 今現在38名ですけども、農業委員は19名に、今度なるわけです。だけん、あと19名は推進委員ということですよ。それで、やっぱりその中で、結局、農業委員のその中で、半数以上は認定農家ということもあるわけですかいね。それで、10何名、まず委員として残るのは残りますけれども、実際に農業委員は今地域地域から出ていただいております。これが一番いいと思うわけですかいね。その推進委員さんがポンと出てきて、これが農業委員さんの受付はあっても、推進委員さんには受付にはないとか、いろいろそこに壁もあるわけですよ。そういう面で、今の体制が私は一番いいんじゃないかというのは思うわけですかいね。

ところが、国の方針でこういうふうに変わっていきよるもんだけん、どうしようもないわけですかいね。

○18番（取本一則君） ちょっといいですか。先ほど農協の共済とかあたりからの推薦と、あとは一般の、手を挙げて応募すると。すると、19名のうち、推薦を農協あたりからするのは何名。19名のうち、振り分けはどのくらいするの。

○事務局長（村上洋治君） 村上です。

そういった振り分けを含めて、例えば各種団体枠といいますか、そういったのもございません。

○18番（取本一則君） ということは、それで上がってきて、じゃあ、Aさんという人が上がってきましたよと、個人で。それを認定するのは上のほうでしょう。市長でしょう。そこで、駄目と言われれば駄目なので。駄目と言われるなら駄目なんですよ、承認しなければ。

○事務局長（村上洋治君） 村上です。

念のため、その大きな流れは申し上げておきます。

市長が任命します。任命するには、当然独断を防ぐために市議会の同意を得た上で任命します。その前に、実際的な、市長が任命すると言っても、実際今うちのほうで考えているのが、これは国のほうからもこういった例は示しているんですが、候補者の評価委員会を作るということを考えております。実際応募した人の書類審査とか。

○18番（取本一則君） ということは、各地区から代表で誰か上がってくるわけですか。

○事務局長（村上洋治君） この評価審査委員会につきましては、今のところ予定しておるのは、もう枠と言えば庁内の組織。

○18番（取本一則君） 市の執行部。

○事務局長（村上洋治君） 副市長を筆頭として、各部長と、そこに農業委員会の会長も入ってきます。私も一応その中に委員として入ってくるという予定ではございません。

以上です。

○3番（清田順次君） 応募は誰でもよかわけですか。

○35番（中村亘君） 19名農業委員として出られるばってん、何というか、地域で割り振って、天水が何名とか岱明が何名とか、割り当ては。

○議長（永田知博君） それはないです。募集をかけてみない場合は、それはなかなか確保できんですよ。天水地区のどの辺に1人とか。

○35番（中村 亘君） そうなった場合は、ある地区に委員さんが偏る可能性もあるわけですね。

○議長（永田知博君） 集中する場合もあります。その辺の人選は、結局市長が議会を通じて決定していくわけですけども。うまいこと振り分けはされるとでしょう。

○35番（中村 亘君） 議長、例えば天水、横島から1人も出んだったというようなことなら岱明とかから、ばあってよるというわけでしょう。出とらんなら、市長もどがんでけんけん。

○議長（永田知博君） はい、どうぞ。

○17番（高根政明君） 今の状況は、これはまだオフレコかな。議事録に載るとかな。

○事務局長（村上洋治君） 村上です。

まだ閉会しておりませんので、この議案の報告の第29号まで、先ほど終わったと会長からありましたけど、一応その他ということで、まだ議事録には載っております。

○17番（高根政明君） わかりました。それで、議決するとは議案だけよね。その辺で閉会をして、その他は別にしたらいいんじゃないかな。ほんなこつは話されんでしょうが、いろいろ。その他は議決事項じゃないんだから。

○18番（取本一則君） だから、局長が閉めてからすればよかったい。

○17番（高根政明君） ちょっと1点。農業委員の選任のことですけども、この19名になるということですが、今の38名の中には農協推薦、土地改良推薦、農業共済推薦それから議会推薦あたりも入っているわけですよ。その辺は、もう議会推薦あたりは、農協推薦とか土地改良推薦あたりは、これは法律で決まっていますよね。その辺の法律がなくなるのか。その辺を伺います。

○事務局長（村上洋治君） 村上です。

もちろんそこはもう、全部削除されてきます。今のいわゆる選任委員枠はなくなるということになります。

○17番（高根政明君） 議会推薦も何名か4名か何かがあつておられますね。4名か5名か。これはもう法律で決まるとか、市の条例で決まるとか存じませんが、その辺も議会推薦もなくなるということで、理解はしてよかったですか。

○事務局長（村上洋治君） 村上です。

お見込みのとおりです。

○17番（高根政明君） はい、わかりました。

あと1点よかですか。下限面積のを、今5反以上、それを例えば3反に下げた場合、弊害が出らんですか。デメリットというか、この辺がちょっと心配されますとか、その辺をちょっと、局長からちょっと聞いたような気がするんだけど、そればちょっと教えてくれんですか。大変重要なことと思うとですよ、これを下げるといふことは。

○事務局長（村上洋治君） 村上です。

実は、その話をまさに、来月以降においてお示しをしようかなと思つてのが、本音です。今のところは、いずれも現場といいますか、地元の農業者の方とか広く、これは実際パブリックコメントまでするほどのあれではないかと思つたので、委員各位がふだん聞かれる話をそのまま教えてくださいというところだったんですけれども。

メリット・デメリットというのは、当然、メリットというのは当然これだけ耕作放棄地が増えて農業者が高齢化していく中で、新規参入がしやすくなると。一言でいえばそれだけです。デメリットといいますと、逆にいわば農業を経営するための、それなりの面積、もう経営していかんといかんのです。その面積を50としとるわけで、これが下がってくると、要はさっきの新規参入のところ絡んでいきますけれども、土地だけ取得して、もう全然農業をせんと。耕作放棄地も増えると。大きく言えばそんなところだと思います。

以上です。

○17番（高根政明君） 例えば、業者間で出たかな。土地を扱える、商売する方あたりが参入しやすいというようなことも考えられますよね。はい。

以上です。

○議長（永田知博君） 清田委員、どうぞ。

○3番（清田順次君） この19名の枠の中で、認定農業者は何割ぐらいと決まっていますか。半数以上ですか。

○議長（永田知博君） 半数以上です。

○3番（清田順次君） わかりました。

○事務局長（村上洋治君） 村上です。

参考までに今お話したところなんですけれども、農業委員の過半数以上は認定農業者でなければならないということになっております。

○35番（中村 亘君） じゃあ、農業者は必要ということですか。

○事務局長（村上洋治君） そうです。そこで、さっきの地域のバランスの問題なんですけれども、過半数は認定農業者でないといけないということで、当然推薦をお願いする団体の先が、一つは認定農業者連絡協議会、これも当然ここにもお願いはしていきたいと思います。そういった中で、くれぐれも地域のバランスのことは当然私も申し上げますし、あくまでも地域での定数枠を設けるとするのが駄目であって、広く玉名市を満遍なく推薦をいただくのが、私もそうしなければならないとは思っておりますので、そういった推薦の依頼のときに丁寧に説明はしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうぞ。

○20番（斎藤潔公君） 20番、斎藤です。

人数が半数近くになるわけで、今、岱明は6名の農業委員さんがおります。それで半数となると3名ということですね。4つの小学校区からなっているところを約3名ですね。3名になるかどうかはわかりませんが、3名の人が農業委員となった場合には、とてつもなく広い範囲を守備範囲としなければならないようになります。それを取り入れこなせるかどうかという問題があるようになりますね。今睦合は2人でやっていますけれども、例えば、私が大野地区と睦合地区を受け持てと言われた場合には、相当な負担になりますね。そういうことの心配が一つです。

それから、決められるときにどんな情報で決められるかわかりませんが、トップのほうで出てきた農業委員を、議会の承認を得て決めるということですけど、この人はいいとか、この人は駄目だとかいう判断はどこでされるのだろうか、その辺も非常に主観性が出てくるんじゃないかなあというふうに思います。

以上です。

○事務局長（村上洋治君） 村上です。

念のため申し上げておきますけれども、今回の法改正の大事なところは、今までこの38人でやっていただいております農業委員会活動、これをまさにこの総会での議決の仕事、今日のような仕事と、現場での活動、地元の農業者の利用集積とか、畑を作りきらんなら畑を貸さんかいたとか、そういった現場での活動、あるいは耕作放棄地のパトロール、これに2つに大きく分けるんですね。総会に出席する仕事と、それ以外の現場活動。

当然、新体制での農業委員さんは、極端に言えば、この総会での議決事項が大

きな仕事になります。あと一つ、現場活動は誰がするかというと、新しく設けられる、農地利用最適化推進委員、これが現場活動を行います。こちらのほうは、ぴしっと担当区域を決めるということにはなっております。だから、仮に岱明地区の農業委員さんが3人とかに結果的にもしなっても、推進委員のほうはある程度、極端に言えば、今の選挙区ぐらいのレベルでぴしっと担当区域ができますので、例えば第4選挙区、岱明町に3人ぐらいですね、ちょっと人数は言いませんけれども、然るべき人数は配置されると思います。

そういったことで、農業委員と推進委員は連携して頑張るよという建前もありますので、御理解のほどをお願いいたします。

○3番（清田順次君） 推進委員は何名か決まっているとですか。まだ決まってないですか。

○事務局長（村上洋治君） 村上です。

今の農業委員さんが38人です。新しい農業委員さんが19人。考えてみますと、今の農業委員さんの仕事も総会での仕事と現場活動に大きく分けて、それぞれ専門的にやってもらう。総枠に見た場合、今の農業委員さんの38人分の仕事とそう大差は変わらないと私は思っています。

ということ踏まえて、新推進委員の数はそのところ踏まえて今後決めていきたいと思います。

○議長（永田知博君） もう現在、玉東あたりは新農業委員法に移行しているわけです。それで、やっぱり農業委員と推進委員の役割分担など、そういうことでいろいろ悩みも多いようですけども。徐々には良くなっていくとは思いますが、けれども。

○18番（取本一則君） 農業委員は19名、半数以上が認定農業者ですね。推進委員は認定農業者でなくてもいいんですか。これは推進委員は大変よね。農業委員はここで審議するとが農業委員だろう、今度は。現場は、見に行ったりするのは推進委員さんが行くだろう。特に、そこらあたりの割り振りをするとさっき事務局長が言ったでしょう。

農業委員は偏る可能性があるよね。岱明がいっぱいで、玉陵校区は1人だったとか。そうすると、玉陵校区に1人で、推進委員は下に何人かおるわけですね、出てくれば。そこらあたりの、じゃあ地元の玉陵校区に農業委員が1人で推進委員が4人か何人かおるとすれば。そこらあたりの1人と4人で当然連携をとらにゃいかんごとなるよね。だから、そこらあたりを抱え込むところと、ちょうど4人と4人ぐらいが本当によかばってんが、1人と4人というなら、今度は農業委員さんがその人たちと、連絡をとりながらね。それで、特に山つきあたりはますます認定農業者の人は、山つきあたりは仕事をせんよね。農地の面整備も何もしてなかごた

るところは、ますますね、推進委員さんのそういう仕事が大変になってくるんじゃないかなあと思ってね、思うわけいな。

だけん、国の施策としていろいろするんだけどね、やっぱり現場は大変だもんね。そこらあたりは、こっちの役所の中で、その辺もいろいろ考えておんなはると思うけど。何か、数を合わせていろいろするというとも大変と思いますけど。こういうのは、今度の9月議会にかかるということは、もうだいぶ前から執行部と会長、副会長、そこらあたりは話をされとったんでしょ。

○事務局長（村上洋治君） 村上です。

一般質問が出るという話ですかね。

○18番（取本一則君） いや、これが9月議会に上がるとるけんです。

○事務局長（村上洋治君） それは9月ですから8月頃、はい。

○18番（取本一則君） 本当は前もし話ばいろいろみんなでするとよかったいな。もう明日明後日のことだけんが。

以上です。

○17番（高根政明君） 局長さんが今から決められるわけよね。そるばってん、これは会議録に載るけんあんまりしゃべられんたいな。気持ちはわかるけん。私の思いばちょっとね、こがんで決めなはとじゃなかるうかなという、個人的な考えですよ。

例えば、岱明の農地はどしこ、横島はどしこと、その辺がこう割り振ってから19名をしてたい、こがんでから内々に落としていきなはとかなあという感じはするわけです。これは、今までの農業委員はそがんですけんね。

以上です。

○議長（永田知博君） やはり、本音を言えばそういうことですよね。これからどういうふうに進むかわかりませんが、とにかく任期のうちは精いっぱい、自分の仕事を頑張ってやっていきたいと思えます。

それでは、もう一つだけ、最後に皆さんにお伝えしたいことがございますのが、熊本県農業関係の申し出がございました。7月の九州北部豪雨のお見舞金です。災害見舞金の募集ということで来ております。それで、互助会のほうからお一人に付1口1,000円、ここにお手元に資料を配ってありますけれども、そういうふうをお願いをしたいと思いますけれども、皆さんいかがでしょうか。

（拍手）

○議長（永田知博君） ありがとうございます。それではそのように。

はい、どうぞ。

○18番（取本一則君） ここに書いてあるとがですね、農業委員会役職員を含めてと

いうふうな意味の今のようなお話ですが。

○議長（永田知博君） 当然のことです。長時間にわたりまして御審議のほど、ありがとうございました。

○次長（小山博君） その他で、最後のところで、1点あります。本日の、9月の第56号でありました耕作放棄地の農地・非農地の判断についてという案件につきまして、今日御審議をいただきましたけど、今後の対応の仕方についてですけど、現況山林とかになっている地目は田、畑であれば、現況はそのような状態になっているので、農地の証明を出してほしいというような件数が今増えてきておりまして、今後統一した対応の仕方といたしまして、実は8月の総会が、農業委員会総会がありまして、その後部門ごとのチームで協議をしました。

その中で耕作放棄地のチームの中での委員の皆さんから出ました意見としてですね、荒廃農地、日頃から調査をして、過去からの積み上げた資料がありますので、実績で。荒廃農地のA分類とB分類で、もうB分類はすなち、再生が不能状態の、もう見たばかりで山林状態といいますかですね。それだけではありませんけど、そのような状態の、これまでに調査をしてきた、その成果というですね。もう今後非農地証明を出してくださいという申請があった場合、直ちにその当該地を照会した結果ですね。これはB分類に当てはまる荒廃農地であった場合は、現地調査、その調査の結果を反映するという事で、調査は省略してするという事で、総会でお諮りして、承認を得るということにさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

それで、B分類ではなかった申請地がですね、B分類ではなかったけれども、再生可能と判断されたA分類として保存されていた場合は、今回も調査で2件の現地調査を委員さんにしていただきますので、従来どおり現地調査をした上で総会に諮りたいということで方向を統一して決めたいと思っておりますので、御理解よろしくをお願いします。

以上です。

-----○-----

5. 閉 会

○議長（永田知博君） それでは、これをもちまして閉会をいたします。

どうもお疲れさまでした。

-----○-----

閉 会 午後3時26分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

平成29年9月5日

玉名市農業委員会会長 永田 知博

農 業 委 員 取本 一則

農 業 委 員 中嶋 昭二